

令和2年度
(第2回)

野田市公共下水道運営審議会

会 議 資 料

日 時 令和2年10月20日 (火)
午後2時から
場 所 野田市保健センター 3階
大会議室

令和2年度 第2回 野田市公共下水道運営審議会次第

日 時 令和2年10月20日（火）
午後2時から
場 所 野田市保健センター 3階
大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 議事第1号 | 会長の互選について |
| 議事第2号 | 副会長の互選について |
| 議事第3号 | 野田市下水道事業経営戦略策定について |
| 議事第4号 | 野田市公共下水道事業受益者負担金報奨金制度の見直しについて |

4 閉 会

議事第 1 号

会長の互選について

野田市公共下水道運営審議会条例第4条第2項の規定に基づき、会長を互選する。

○野田市公共下水道運営審議会条例

昭和 61 年 7 月 1 日

野田市条例第 22 号

改正 平成 18 年 9 月 29 日条例第 33 号

平成 24 年 7 月 13 日条例第 18 号

令和元年 9 月 25 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、野田市公共下水道運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の公共下水道における使用料及び受益者負担金等に関する事項について審議する。

(組織及び委員)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 受益者の代表者
- (4) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平 18 条例 33・平 24 条例 18・令元条例 13・一部改正）

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(その他)

第 7 条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(他の条例の一部改正)
- 2 野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例（昭和26年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第48号を第49号とし、第47号の次に次の1号を加える。

(48) 野田市公共下水道運営審議会委員

附 則（平成18年9月29日野田市条例第33号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条及び第11条の規定 平成24年9月1日

附 則（令和元年9月25日野田市条例第13号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長（以下「会長等」という。）として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。

議事第 2 号

副会長の互選について

野田市公共下水道運営審議会条例第4条第2項の規定に基づき、副会長を互選する。

議事第3号

野田市下水道事業経営戦略の策定について

「野田市下水道事業経営戦略（案）」の意見・質問事項に対する回答・修正案について

1 意見・質問（笹木委員）

※8月24日メールにより改めて次の通り意見・質問がありました。

8月20日の審議会でのコメントと一部ダブルと思いますが下水道の人口は普及率のベースとなる重要な基本データだと思います。

資料では、「1：下水道全体計画区域の計画人口の普及率：79.3%」、「2：行政区域内人口（野田市総合計画の将来人口）の普及率67.9%」、「3：処理区内人口の普及率（？）」の3種類の普及率が出ています。極めて分かりづらいと思います。

提案しますが人口は野田市の人口を使って普及率を出すべきだと思います。
その他は将来計画作成時等に必要な指標として管理してはどうでしょうか。

また、千葉県にはどれで報告していますか。

⇒ 1の回答

「処理区域内人口」は、下水道処理が開始されている処理区域内に居住する人口を表しており、行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合が普及率となっております。

【普及率算式】

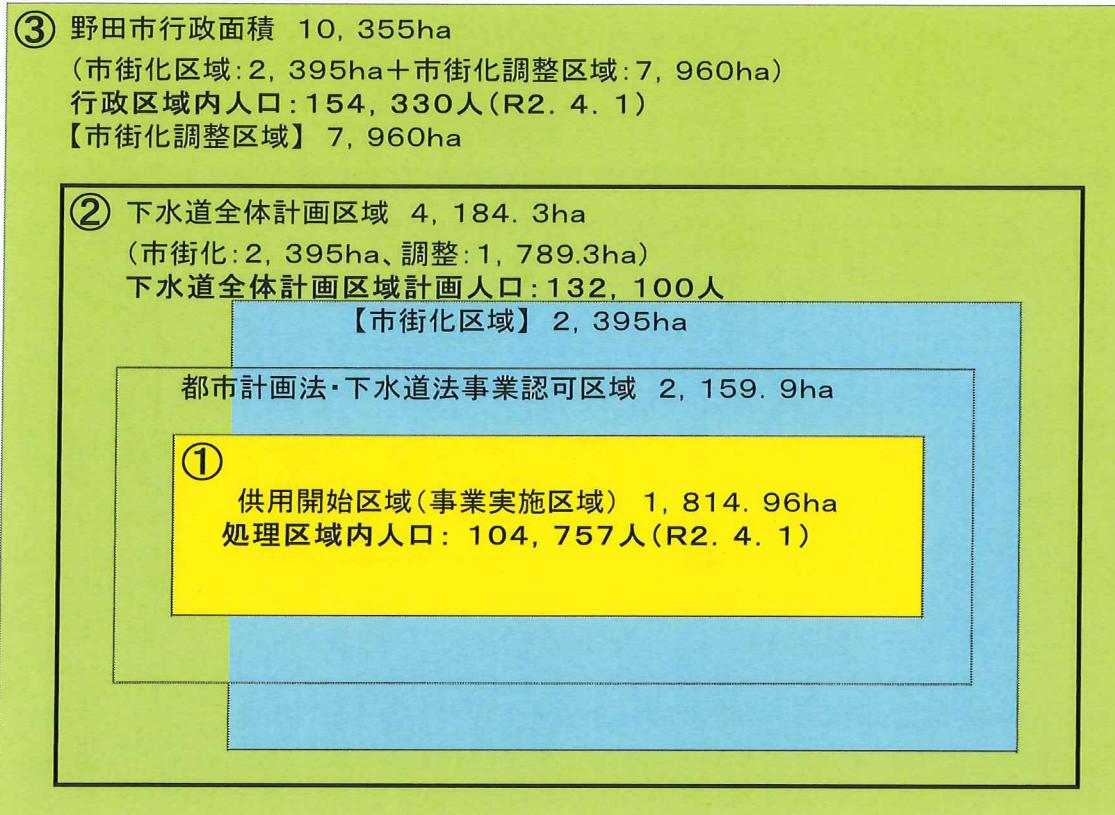
処理区域内人口（人）／行政区域内人口（人）×100

《P7表中①の人口》 《P7表中③の人口》

千葉県を含む全国的な指標の普及率は上記の算式で算出しております（千葉県にはこれにより算出された普及率を報告しております）。

しかしながら、野田市においては次頁の【野田市公共下水道（汚水）計画における概念図と状況】に基づき普及率を考えております。

【野田市公共下水道（汚水）計画における概念図と状況】



近隣他市（船橋市、市川市、松戸市、柏市、流山市等）においては、下水道全体計画区域がほぼ市内全域にわたっていることから、下水道全体計画区域の計画人口と行政区域内人口の差はないか、あっても大きな差はありません。

しかし、近隣他市に比べ野田市は行政区域に対する市街化調整区域の下水道全体計画区域外の割合が大きく、浄化槽で対応する区域の人口が多い状況です。

また、下水道全体計画区域内《表中②の区域》を完全に整備した状況でも、行政区域内人口《表中③の人口》を基にした普及率は約 86%止まりとなってしまします。 $(\frac{132,100}{154,330} \times 100) \approx 86\%$

以上のことから、行政区域内人口（154,330人）から公共下水道を整備しない区域の人口を除いた、下水道全体計画区域の計画人口（132,100人）を基にして算出した率を経営戦略における普及率の指標として考えております。

【野田市が指標とする普及率】

$$\frac{\text{处理区域内人口 (人)}}{\text{下水道全体計画区域計画人口 (人)}} \times 100 = 79.3\%$$

《表中①の人口》 《表中②の人口》

2 意見・質問（笹木委員）

「第5章の2 基本目標と達成の為の施策」については管理特性と目標値を追加することを審議会で提案しました。具体的にどのようにするか、以下のフォーマットを添付しましたので参考にしてください。

*管理特性と目標値を入れた例

1、基本方針	基本目標	管理特性	目標値	施策手段
1、環境保全	(1)未普及地区の解消	ア)汚水施設の整備		1、
				2、

*管理特性；基本目標の達成を左右する要因（内容）であること

*目標は数値目標を入れ、施策手段は2コ以上

3 意見・質問（岩見委員）

雨水処理に対する基本的な整備方針や目標値を盛り込んだほうがいいのは。

⇒2・3の回答

別添1 「野田市下水道事業経営戦略修正内容（案）」のとおり、第1回資料「野田市下水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）【案】」の29頁において「表11 数値目標」を新たに追加して数値目標を示しました。

表 11 数値目標

基本目標	基本方針	項目 (管理特性)	単位	数値目標		取組内容
1. 環境保全	(1)未普及地区の解消	普及率	%	目標値	89.0 (77.4)	汚水施設の整備 事業費 705,000 千円/年 整備面積 約 20ha/年
				現況値	79.3 (67.9)	
2. 安全・安心	(1)浸水に対する備え	進捗率	%	目標値	38.7	雨水幹線(南部 1 号幹線、阿部沼幹線)や雨水調整池(阿部沼調整池)等の整備
				現況値	4.1	
	(2)地震に対する備え	進捗率	%	目標値	100	管路の耐震化工事、マンホール浮上対策工事、ポンプ施設の耐震化工事
				現況値	—	
	(3)施設の老朽化・不明水対策	平成 30 年度に策定した下水道ストックマネジメント計画(長寿命計画)(5 年計画)に基づき、①点検・調査の実施→②修繕・改築計画→③修繕・改築の実施→④評価・見直しを繰り返し行い、管路施設やポンプ施設の改築更新を実施				
3. 安定	(1)経営の安定化	普及率	%	目標値	89.0 (77.4)	汚水施設の整備 事業費 705,000 千円/年 整備面積 約 20ha/年
				現況値	79.3 (67.9)	
	水洗化率	%	目標値	現状以上	個別訪問による接続促進、融資あっせん及び利子補給	
				現況値	93.7	

※数値目標の「目標値」は令和 12 年度（2030 年度）の値で「現況値」は令和元年度（2019 年度）の値です。

※普及率の上段の数値は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、下段（ ）内の数値は行政区域内人口を基にしたものになります。

※汚水施設及び雨水施設の事業費については、国庫補助金や企業債等を財源としていることから、これらの財源の確保に努めてまいります。

議事第4号

野田市公共下水道事業受益者負担報奨金の見直しについて

「野田市公共下水道事業受益者負担報奨金の見直しについて」の意見に対する回答について

1 意見・質問（鷲尾委員）

※9月7日にFAXにより意見がありました。

私は、今から30年程前に、当時の関宿町時代に町で最初の下水道供用地域となつたため、受益者負担金を納め、接続工事もすぐに実施しました。野田市の受益者負担金報奨金制度の現状を知り、野田市は市民にやさしい政策を行っていたと感じました。これをにわかに27%から10%に下げる見直し案には、一抹の不安を覚えます。近隣市がこうした制度を設けていない、あるいは廃止した、10%だということで野田市も10%にするのは危険ではないでしょうか。審議会でもモニタリングした方がよいとの意見がありましたように、慎重に対応すべきと思います。このコロナ禍の中、苦しくなる市民がいるのではないか、収納率が悪くなるのではないか、現行と比べて大きな見直しのため不満が出るのではないかと気になりました。

⇒ 1 の回答

(1) 「近隣市がこうした制度を設けていない、あるいは廃止した、10%だということで野田市も10%にするのは危険ではないでしょうか。審議会でもモニタリングした方がよいとの意見がありましたように、慎重に対応すべきだと思います。また収納率が悪くなるのではないか。」につきましては、

第1回審議会資料のとおり、平成30年度の収納率実績においては、報奨金制度がある野田市や柏市よりも、報奨金制度がない市の収納率が高くなっています。見直しにより、一時的に収納率は下がることもあるかもしれません、他市の状況を見る限り影響はないと考えております。

報奨金を交付することは、受益者負担金の早期確保や納付意識の向上を目的としておりますが、その財源は下水道使用料等であり今後増加する下水道の維持管理費用等も下水道使用料等を財源としており、健全な経営や経営の合理化の観点からも令和4年4月1日からの施行とし見直しを行いたいと考えております。

なお、見直しにあたっては、令和3年度の工事を行った方から対象となり令和4年度に賦課となります。工事につきましては、令和2年度施工している土地と令和3年度に施工する土地は隣り合わせにならないよう、令和3年度につきまして幹線の整備を主に行っていきたいと考えております。また、私道につきましても令和元年度までに申請受付しているものに

関しては令和2年度中に竣工するよう進めております。

次に報奨金の見直しの施行にあたり対象となる受益者に対しては、丁寧な説明を行うとともに納付方法の相談に応じるなど柔軟な対応をとることとします。また、施行後の受益者からの意見や収納状況につきましては、審議会に報告させていただきます。

(2) 「このコロナ禍の中で苦しくなる市民がいるのではないか。」につきましては、

令和2年度のコロナ禍での対応では、受益者負担金賦課及び徴収方法につきまして申告期限を当初は令和2年5月7日までとしていたものを5月29日まで延長する対応を行いました。また、納付が困難な方につきましては相談に応じるなど柔軟な対応をとっております。

のことから、見直しを行った場合でも納付方法の相談に応じるなど柔軟な対応をとることとします。

については、次頁の〔見直し方針（案）〕のとおり実施したいと考えております。

[見直し方針（案）]

- (1) 全額一括納付で、賦課した年度の第1期の納期限までに納入された場合のみ、第2期分から第20期分までの19回分の合計金額の10%を報奨金として交付する。
 - ・5年一括の前納報奨金を現行の約27%から10%に引き下げる。
 - ・1年一括の前納報奨金を廃止する。
- (2) 賦課した年度の第1期の納期限を過ぎると報奨金は交付しない。
- (3) 徴収猶予の土地については、猶予解除後は報奨金は交付しない。
- (4) 経過措置
 - ①令和3年度までに徴収猶予を認定された土地については、従前の制度を適用する。
 - ②令和3年度までに1年一括の前納報奨金制度の申請をした方は、従前の制度を適用する。
- (5) 施行日：令和4年4月1日から実施する。なお、令和7年度に新たな方針（廃止等）を検討し見直しを行うものとする。

【参考資料（第1回審議会資料抜粋】

1 野田市の報奨金の利用状況

	負担金 件 数	5年 一括	%	1年 一括	%	分割	%
令和元年度	257	242	94.2	2	0.8	13	5
平成30年度	270	234	86.6	9	3.8	25	10.6
平成29年度	404	364	90.1	6	1.5	34	8.4

◎前納報奨金支出額 令和元年度 10,707,670円

平成30年度 11,020,250円

平成29年度 28,578,320円

2 近隣市の状況について

柏市及び流山市では報奨金制度がありますが、柏市では報奨金制度を廃止することとしています。また、流山市では下水道整備が令和6年度で完了予定であることから見直す予定はないとのことです。

松戸市、鎌ヶ谷市、我孫子市、浦安市、市川市、船橋市では報奨金制度がありません。

市	制度	内 容
柏 市	有り	約10% 令和元年11月開催の柏市下水道事業経営委員会において、報奨金制度を廃止することが答申されました。適切な移行期間を設けて実施するため実施時期については検討中 平成9年度まで約27%、平成13年度まで約16%、平成18年度から約10%
流 山 市	有り	10% 令和6年度で整備が完了する予定であることから、報奨金制度を見直す予定はない。 平成9年度頃まで20%、平成10年度頃から10%
市 川 市	無し	平成4年度まで18%、平成6年度まで9%、平成7年度廃止
船 橋 市	無し	当初から制度は設けていない
松 戸 市	無し	当初から制度は設けていない
我 孫 子 市	無し	当初から制度は設けていない
鎌ヶ谷市	無し	平成21年度廃止（廃止前約18%）
浦 安 市	無し	当初から制度は設けていない

3 近隣市の受益者負担金の現年度収納状況について(平成30年度)

	収納率
柏 市	97.34
流 山 市	—
市 川 市	97.48
船 橋 市	97.68
松 戸 市	—
我 孫 子 市	97.44
鎌ヶ谷市	98.97
浦 安 市	—
野 田 市	97.28